

議案第 40 号

瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 7 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例の一部を改正する条例

瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例（平成 22 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「、又は」を「又は」に改め、同号中キをクとし、イからカまでをウからキまでとし、アの次に次のように加える。

イ 義務教育学校（後期課程に在籍する者については第 9 学年に属する者に限る。）

第 3 条第 6 号中「受け入れ」を「受入れ」に、「、若しくは」を「又は」に改める。

第 9 条第 1 項第 4 号中「、又は」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (資格) 第3条 略 (1)(2) 略 (3)学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次に掲げる学校に在籍する者又はそれらの学校を卒業した者であること。 ア 略 <u>イ 義務教育学校(後期課程に在籍する者については第9学年に属する者に限る。)</u> ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 (4)(5) 略 (6)留学先学校が発行する入学許可書又は<u>受け入れ</u>を認められたことを証明する書類を有する者又は取得できる見込みがある者であること。 (7)から(9) 略 第4条から第8条 略 (届出の義務等) 第9条 略 (1)から(3) 略 (4)連帯保証人の氏名若しくは住所等に異動があったとき<u>又は</u>連帯保証人を変更するとき。 2 略 第10条から第13条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (資格) 第3条 略 (1)(2) 略 (3)学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次に掲げる学校に在籍する者、<u>又は</u>それらの学校を卒業した者であること。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 (4)(5) 略 (6)留学先学校が発行する入学許可書又は<u>受け入れ</u>を認められたことを証明する書類を有する者、<u>若しくは</u>取得できる見込みがある者であること。 (7)から(9) 略 第4条から第8条 略 (届出の義務等) 第9条 略 (1)から(3) 略 (4)連帯保証人の氏名若しくは住所等に異動があったとき、<u>又は</u>連帯保証人を変更するとき。 2 略 第10条から第13条 略</p>